公示番号(機-1312B- 01)

入札説明書

平成 25 年 12 月 11 日

独立行政法人国際協力機構

独立行政法人国際協力機構のドミニカ共和国国立造形美術学校シニアボランティア向け機材調達に係る入札公告に基づく入札等については、一般契約事務取扱細則(平成 15 年細則(調)第 8 号。以下「細則」という。) に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1　公告日

平成 25 年 12 月 11 日

2　契約担当役

理事　　小寺　清

3　担当部課

〒102-8012 東京都千代田区二番町 5-25

二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構

調達部契約第二課 Tel.03-5226-6643

4　調達機材等

(1)件名: ドミニカ共和国国立造形美術学校シニアボランティア向け機材

(2)納入条件、調達品目、仕様、数量等別冊機材仕様書のとおり。

(3)PDF ファイル以外の入札説明書附属文書の有無については、次に〇印を付した通りです。

(〇)本件入札説明書に図面など附属文書はありません。

(　)本件入札説明書に図面など附属文書があります。附属文書の交付期間、交付場所および交付方法は以下の通りです(無料です)。

5　競争参加資格

(1)契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(2)次の各号の一に該当すると認められる者であって、その事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。

ア　契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

ウ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ　前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3)入札代理人を使用する場合は、(1)及び(2)の規定に該当する者を入札代理人として使用する者

(4)公示日において、平成 25・26・27 年度全省庁統一資格若しくは平成 25 年 4 月 1 日以後に国際協力機構の資格審査にて「物品の製造」の「B」又は「C」又は「D」若しくは「物品の販売」の「B」又は「C」又は「D」の等級に格付けされる者

(5)上記(4)を満たさない者は、本件の競争参加資格確認申請書の提出期間中において、「全省庁統一資格結果通知書を取得していない場合」(次の URL にてホームページに掲載; http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html)にもとづき、資格審査申請書及び必要書類を提出すること。

当機構は本件に限り資格審査を行い、競争参加資格を確認して格付けを付与するが、「物品の製造」の「B」又は「C」又は「D」若しくは「物品の販売」の「B」又は「C」又は「D」の等級に格付けされる者を本件の競争参加資格者として認める。

提出期間、提出方法、提出場所は、次項の通り。

(6)輸出実績を有する者

(7)当機構から「契約競争参加資格停止措置規程」(平成 20 年規程(調)第 42 号、以下「措置規程」という。) に基づく契約競争参加資格停止措置 (以下「措置」という。) を受けている期間中でないこと。

(8)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く。) でないこと。

(9) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会勢力との直接又は間接の関係がないこと。競争入札に参加しようとする者は、入札書の提出をもって、上記を誓約したものとします。なお、誓約に虚偽があった場合、又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者が提出した入札書を無効とします。

6　競争参加資格の確認等

(1)本競争の参加希望者は、参加の意思及び 5 の各号に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書等(以下「申請書」という。) を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければなりません。なお、期限までに申請書を提出しない者、並びに競争参加資格がないと通知された者は、本競争に参加することができません。

ア　提出書類（申請書)

(ア)競争参加資格確認申請書

(イ)平成 25・26・27 年度全省庁統一資格審査結果通知書(写)
（または、JICA 資格審査結果通知書(写)）

イ　提出期間:

平成 25 年 12 月 12 日から平成 25 年 12 月 20 日までの土曜日、日曜日、及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時(午後 0 時から午後 1 時 30 分を除く）

ウ　提出場所:

〒102-8012 東京都千代田区二番町 5-25　二番町センタービル　1 階

独立行政法人国際協力機構

調達部受付　 Tel.03-5226-6643

エ　受付:

申請書の提出は、提出場所へ持参、又は郵送により行うこととし、電送によるものは受け付けません。(郵送によるものはアの期間内に必着のこと。郵送の場合、封筒の表に公示番号、案件名を記入してください。なお、理由の如何を問わず、当方は郵便物が接到しない場合の責任は負いません。）

(2)申請書　様式１により作成して下さい。

(3)競争参加資格の確認は、申請書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成 25 年 12 月 27 日までに通知します。

(4)その他

ア　申請書の提出に係る費用は、提出者の負担とします。

イ　契約担当役は、提出された申請書を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはありません。

ウ　提出された申請書は、返却しません。

エ　提出期限以降における申請書等の差し替え又は再提出は認めません。

オ　申請書に関する問い合わせ先は、6(1)ウに同じです。

7　競争参加資格がないと通知された者に対する理由の説明

(1)競争参加資格がないと通知された者は、契約担当役に対してその理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができます。

ア　提出期限:平成 26 年 1 月 9 日　午後 5 時

イ　提出場所:6(1)ウに同じです。

ウ　受付:

書面の提出は、提出場所へ持参、又は郵送により行うこととし、電送によるものは受け付けません。(郵送によるものはアの期間内に必着のこと。郵送の場合、封筒の表に公示番号、案件名を記入してください。なお、理由の如何を問わず、当方は郵便物が接到しない場合の責任は負いません。)

(2)契約担当役は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し平成 26 年 1 月 14 日までに書面により回答します。

8　入札説明書に対する質問

(1)機材仕様書の内容等この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面(様式は自由)により提出してください。

ア　提出期間:

平成 25 年 12 月 12 日から平成 25 年 12 月 20 日までの土曜日、日曜日、及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時(午後 0 時から午後 1 時 30 分を除く)

イ　提出場所:6(1)ウに同じです。

ウ　受付:

書面の提出は、提出場所へ持参、又は郵送により行うこととし、電送によるものは受け付けません。(郵送によるものはアの期間内に必着のこと。郵送の場合、封筒の表に公示番号、案件名を記入してください。なお、理由の如何を問わず、当方は郵便物が接到しない場合の責任は負いません。)

(2)(1)の質問に対する回答書は、当機構のホームページ上で閲覧に供します。

ア　閲覧期間

平成 25 年 12 月 24 日から。

ただし、質問内容によっては回答が上記閲覧開始日までに完成しないことがあります。遅くとも平成 26 年 1 月 15 日までに完成させて閲覧できるようにします。

イ　閲覧場所

当機構ホームページ上

9　辞退書の提出

(1) 資格の確認を受けた者は、入札執行日の前日まではいつでも入札を辞退すること

ができます。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前 10 時から午後 5 時(午後 0 時から午後 1 時 30 分を除く)とします。

(2)資格の確認を受けた者が入札を辞退するときは、辞退書(様式 2)を 6(1)ウに直接持参し、又は郵送(入札執行日の前日までに必着のこと。郵送の場合、封筒の表に公示番号、案件名を記入してください。) して行うものとします。

(3)(2)の手続きにより入札を辞退した者は、これを理由として以後の資格の確認等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

(4)その他

ア　辞退書の提出に係る費用は、提出者の負担とします。

イ　提出された辞退書は、返却しません。

ウ　提出期限以降における辞退書の取り消しは認めません。

エ　辞退書に関する問い合わせ先は、6(1)ウに同じです。

10　入札執行の日時及び場所等

(1)日時:平成 26 年 1 月 21 日(火)午後 2 時 00 分

(2)場所:東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構　1 階　112 会議室

(3)その他:

競争入札の参加に当たっては、本競争に係る契約担当役からの「競争参加資格通知書」の写しを持参してください。持参しない場合、失格となります。

11　入札方法等

(1)立会い入札会を行います。郵送又は電送による入札は認めません。

(2)別冊機材仕様書の全品目に対する CFR(C&F)価格 (輸送費、船積･荷下し料含む。海上保険料は含まない。) の総価(円)をもって入札金額とし、この入札書に記載された金額をもって落札価格とします。本件 CIF 売買契約の場合、輸出申告の名義は落札者とする輸出取引であり、契約金額に消費税はかかりません。

(3)輸入通関は JICA 事務所の責任と費用負担で行います。貨物海上保険は受注者が JICA 特約の指定の保険に加入し、損害発生の場合は発注者が保険求償するものとします。入札金額は日本円建てとします。海上輸送料等 US ドルで積算が必要な場合は、入札参加会社の判断に基づく為替レートで円換算して下さい。当機構は入札後の為替レートの変動リスクは負いません。なお、入札金額は、この入札説明書および入札説明書に関する質問書への回答書等の内容を全て反映した金額とします。

(4)入札書は入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、封入のうえ、入札担当係員の指示に従い入札箱に投入してください。

ア　代表権を有する者自身による場合は、その氏名及び職印。

イ　代表権を有する者以外の者による場合は、委任状を提出のうえ、受任者氏名及びその者の印。委任状にも社印及び受任者の印を必ず押してください。

ウ　印のないものは無効となります(会場における押印は可)。

(5)入札に参加できる者は原則として各社 1 名とし、これ以外の者は入札場所に立ち入ることはできません。

(6)一旦提出された入札書は、引き換え、変更又は取り消すことはできません。

(7)次の各号の一に該当する入札書は有効な入札書として認められません。

ア　入札金額が訂正してあり、訂正のための印が押されていないもの。

イ　誤字、脱字、汚染等により、文字が不明瞭なもの。

ウ　入札件名が違っているもの。

エ　条件が付されているもの。

オ　その他「入札参加の手引」に違反するもの。

(8)その他、原則として「入札参加の手引」に則り行いますので、入札に参加する方は必ずダウンロードして熟読願います

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/oversea/op_tend.html

12　入札保証金及び契約保証金

免除します。

13　入札の無効

(1)5 に掲げる競争参加資格のない者による入札、申請書等に虚偽の記載をした者による入札並びに本入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととします。

(2)契約担当役により競争参加資格がある旨確認された者であっても、入札時点において、措置規程に基づく措置を受けているもの等 5 に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当します。

14 落札者の決定方法

(1)細則第 11 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

(2)落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは抽選により落札者を定めます。

(3)開札の結果、入札者すべての入札金額が予定価格を越える場合には再入札を行います。再入札を２回まで行っても落札者がないときは、入札を打ち切り、入札金額の最も低いものから、順次随意契約の交渉を行います。

15 契約書作成の要否等

(1)当機構所定の書式（CIF 契約一括納入）により、契約書を作成するものとします。当機構のホームページ上で閲覧できます。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/oversea/op_tend.html

(2)落札者は、当機構が特約を締結している保険会社から特約条件の貨物海上保険料の見積もりを取り付け、落札価格(CFR 価格)に海上保険料を加算した CIF 金額の最終見積書（様式４）を提出します。(特約の被保険者は当機構、落札者が保険申し込み、保険料払い込みを行います。また、料率は特約で定めています。保険会社からの現場戻しはありません。)

(3)当機構は最終見積金額を査定の上、契約金額を確定します。本件契約の場合、輸出申告の名義は落札者とする輸出取引であることから契約金額に消費税はかかりません。

17　関連情報を入手するための照会窓口

3 に同じです。

18　その他

(1)入札参加者は、別冊の機材仕様書、及び 15(1)の契約書を熟読してください。

(2)委任状等に虚偽の記載をした場合においては、措置規程に基づき措置を行うことがあります。

(3)落札者と決定された者は、速やかに当機構と売買契約を締結しなければなりません。このため、契約締結に先立ち、入札日の翌日から起算して７営業日以内に内訳書を作成し、６（1）ウの窓口に提出してください。７営業日以内に内訳書の提出がない場合には、当該落札者を失格とすることもあります。

(契約書の日付は、内訳書の確認及び当機構等の内部決裁等が必要な関係から機構内の決裁後となる場合があります。)

(4) 危険品、温度管理品、E/L(輸出貿易管理令)及び EAR 該当品については落札者の責任において適切な輸出手続きと輸送を行ってください。危険品、温度管理品、E/L(輸出貿易管理令)及び EAR 該当品については内訳書提出後７営業日以内にその有無を所定様式により、それぞれ 6(1)ウの窓口に提出してください。

薬品の調達の場合の有効期限については、機材納品予定日の７営業日前までに所定の様式により、それぞれ６（１）ウの窓口に提出してください。

また正当な理由なくして次の各状況に該当する場合は、次回以降の入札参加をお断りする場合があります。

なお、輸出に当たって各種許可承認等の手続きが必要な場合、また安全保障輸出管理上の該非判定手続きに必要な資料を提出して頂きます。

ア　危険品、温度管理品の有無、E/L 該当品及び EAR 該当品は内訳書提出後 7 営業日以内、薬品の有効期限は機材納品予定日の 7 営業日前までにそれぞれ提出がない場合

イ　E/L 該当品及び EAR 該当品、危険品、温度管理品の有無、薬品の有効期限の判定に誤りがあった場合

ウ　危険品、温度管理品、E/L(輸出貿易管理令)及び EAR 該当品について輸出手続きと輸送を適切に行わなかった場合

エ　その他関連業務が粗雑あるいは不誠実と認められる場合

(5)輸出許可の取り付けが必要な場合は、当機構に代わって輸出許可を申請していただきます。輸出許可物品の許可の取得が不可能であると判断される場合、輸出許可物品及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を取り止め、当該物品の契約を解除することもあります(別添機材仕様明細書にて E/L 該当が明記されたアイテムのみならず、契約後に E/L 該当及び EAR 該当が判明したアイテムも含む。)。

(6)入札する機材は、特許法、著作権法等を遵守した機材であること。法令違反が判明した場合は、落札を取り消し又は契約を解除することがあります。

(7)入札する機材は、グリーン購入法適合製品を優先して調達すること。

(8)アスベストを含有する資機材の調達については行わないこととします。

(9)受注者が独占禁止法あるいは刑法に定める談合等不正行為を犯し、行政処分または刑が確定したときは、受注者は談合等不正行為にかかる違約金として契約金額の 100 分の 10 を発注者へ支払うものとします。また、発注者はこの場・合該当契約を解除することが可能とします。

(10)東日本大震災の被災地（福島県、宮城県、岩手県）で生産された製品（部品を含む）の活用を推奨します。

(11)その他

※一定の関係にあると考えられる法人との関係に係る情報の公示について

本公示により契約に至った契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア.　当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相

当以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

（注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより、影響力を与え得ると認められるものを含む。

イ．　当機構との間の取引高が総売上げ又は事業収入の３分の１以上を占めていること。

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア　対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ　契約相手方の直近３ヵ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ　総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ　一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約の締結日から１ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供いただくことになります。

詳細は、次のページをご参照ください。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/corporate.html

以上

（様式１）

競争参加資格確認申請書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　　小寺　清　様

住所
商号又は名称　　㊞
役職名
代表者氏名　　㊞
整理番号（　　）（注 3）

平成 25 年 12 月 11 日付で公告のありましたドミニカ共和国国立造形美術学校シニアボランティア向け機材調達に係る一般競争入札に参加を希望します。

つきましては、当社の必要な競争参加資格について、下記により確認されたく申請します。
なお、下記の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

（例）入札公告に規定されている要件をすべて満たします。

（注1） **なお、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。切手の料金は任意ですが、確実な郵送のため、簡易書留料金(380 円)をお勧めします。**当機構は郵便物が到着しない場合の責任は負いません。
（注2） 代表権を有する者以外による申請の場合、代表権を有する者から申請者への委任状を併せて提出してください。
（注3） 整理番号は、JICA の資格審査結果通知書（または以前に全省庁統一資格を提出されたときの JICA からのメール）にて通知された番号です。
（注4） 平成 25・26・27 年度全省庁統一資格審査結果通知書（写）（または、JICA の資格審査結果通知書（写））を添付してください。
（注5） 当機構が実施する調達案件にご関心を持っていただいた方の情報を取りまとめるため、情報シートの提出をお願いしています。未提出の場合、または、変更情報がある場合、ご提出ください。様式は次の URL を参照してください。

http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html

（様式２）

辞退書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　小寺　　清　　殿

住所
商号又は名称　　㊞
役職名・代表者氏名　　㊞

平成　　年　　月　　日付けで競争参加資格確認通知がありましたドミニカ共和国国立造形美術学校シニアボランティア向け機材調達に係る一般競争入札の参加を辞退します。

以　上

（注）この辞退書は、入札説明書による提出期限内に持参あるいは郵送して下さい。なお、郵送の場合は、提出期限内に必着のこととします。

（様式３）

入札書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　小寺　清　殿

住所
会社名　　印
代表者又は受任者役職/氏名　　印
入札会出席者氏名　　印

件名：ドミニカ共和国国立造形美術学校シニアボランティア向け機材

標記の件について仕様書、入札条件、契約条項および入札参加者心得を熟知のうえ、一括下記のとおり入札いたします。

金										円

別冊機材仕様書の全品目に対する仕向地までCFR金額（輸送費・荷卸し料を含む、消費税・貨物海上保険料は含まない。）

以　上

（様式４）

最終見積書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　　小寺　清　　殿

住　　所
商号又は名称　　印
代表者役職/氏名　　印

件名：ドミニカ共和国国立造形美術学校シニアボランティア向け機材

標記案件につき、以下のとおりお見積りします。

記

CFR(C&F)価格：　　円
貨物海上保険料：　　円
合計（CIF 価格）：　　円

（JICA 指定保険会社の保険料計算書は別添のとおり）

船積期限　　平成２６年３月１４日

以上

(入札説明書別冊)

機材仕様書

案件名: ドミニカ共和国国立造形美術学校シニアボランティア向け機材

標記に関し、購入する品目、仕様、数量、納入条件等は下記のとおりとする。

記

1　機材品目: 付属書1「機材仕様明細書」に示すとおり

2　納入条件:

(1)価　格：船積前渡価格の総額（機材の納入/輸出用梱包/輸送費(仕向地港まで)/船積･荷卸し費用/海上貨物保険料(指定保険)含む。）

(2)船積地：日本国内港（受注者の手配による）

(3)船積期限：平成26年3月14日

(4)梱　　包：輸出梱包（海送）
梱包の仕様は付属書2「梱包条件書」に示すとおり

(5)宛先等
(指定仕向港)リオハイナ港（ドミニカ共和国）
(Consignee) JICA Dominican Republic Office
(AGENCIA DE COOPERACION INTERNATIONAL DEL JAPON)
Av. Sarasota No.20, Edificio Torre Empresarial AIRD Piso 7,
La Julia, Santo Domingo, REPUBLICA DOMINICAN
Tel:(1-809)381-0005　Fax: (1-809)381-0048
(Notify Party)
①Same as Consignee

3　電　源:　三相　電圧　AC(220V)　　周波数(60Hz)
プラグ形状(BF)
上記以外の場合は付属書1「機材仕様明細書」に記載のとおりとする。

4　銘　　板:英文品名、製造番号、製造年月日、使用電圧等を記載した銘板を取り付けること。

5　検　　査：

(1)船積前検査：機構の指名する立会検査人が受注者側担当者立会のもとで、品目、規格、性能及び数量等の検査を実施する。

(2)検査の判定：上記検査の結果、納入された機材が「機材仕様書」の内容を

満たしていないと判断された場合、機構はその理由を明らかにして、当該機材の代替品の納入を求め再度検査を行う。再検査を含め、検査の実施は納入期限内に完了すること。

6　輸出許可:　受注者は、納入する機材に関して、輸出貿易管理令及び輸出に関するその他法令により輸出申告書類として必要な許可書及び証明書を取得すること。

7　提出資料:

提出資料名	同梱用
取扱説明書（英語なければ和文）	各１部
保証書	各１部
ﾒﾝﾃﾅﾝｽ時連絡先	各１部

※詳細は機材仕様明細書を参照のこと。

8　特記事項:

(1)すべてのメーカーの純正品かつ新品未使用品とし、中古品の納入は認めない。

(2)米国の再輸出規制に該当しないことを確認すること。該当することが判明した場合は、受注者にて許可申請手続きを行うが、不許可となった場合、当該機材は契約から削除する。

以　上

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

ドミニカ共和国　国立造形美術学校シニアボランティア向け機材

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
0	総則	1.電源仕様は単相：AC110V 60Hz、三相:AC220V 60Hzであること。		
		2.ガスを使用する器具はプロパンガス仕様であること。		
1	マイコン付　電気陶芸窯	（仕様）用途：学生、教師、OBに対して技術指導を行うために使用。		
		開閉扉：前扉式		
		焼成：酸化、還元両対応型		
		焼成温度管理：マイコンによるプログラム制御が可能		
		炉内寸法：幅900㎜以上×奥800㎜以上×高930㎜以上		
		電源：三相 AC 220V 60Hz		
		ヒーター：ウェーブ式		
		最高温度：1,300℃		
		付属品：棚板 350㎜×400㎜（12枚以上/台）		
		支柱（5種類各12本以上/台）		
		サイコロ（12個以上/台）		
		還元用バーナー（1式/台）		
		取扱説明書（英文、和文各1部　英文がなければ和文のみ1部/台）		
		参考銘柄①　RT-25FEX(RF)	柳北信陶園	1
		標準付属品：棚板　350㎜×400㎜　（12枚/台）		
		支柱　（5種類各12本、計60本/台）		
		サイコロ　（12個/台）		
		還元用バーナー（1式/台）		
		熱電対（1本/台）		
		補償導線（1本/台）		
		取扱説明書（和文　1部/台）		

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

ドミニカ共和国　国立造形美術学校シニアボランティア向け機材

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
1	マイコン付　電気陶芸窯	参考銘柄②　SN-30FEK	新日本造形	1
	つづき	標準付属品：棚板　350㎜×400㎜　（12枚/台）		
		支柱　（5種類各16本、計80本/台）		
		サイコロ　（16個/台）		
		還元用バーナー（1式/台）		
		熱電対（1本/台）		
		リード線（1本/台）		
		取扱説明書（和文　1部/台）		
2	陶芸用具セット	（仕様）用途：学生、教師、OBに対して技術指導を行うために使用。		
	（ロクロ付）１０人用	構成：ろくろ　径220㎜×高さ43㎜　（10個/セット）		
		たたら板　1㎜　（10個/セット）		
		たたら板　5㎜　（10個/セット）		
		たたら板　7㎜　（10個/セット）		
		たたき板（模様入）　（4個/セット）		
		粘土のべ棒　420㎜　（3個/セット）		
		木ぐし　小　（3個/セット）		
		木ぐし　大　（2個/セット）		
		切り針金　（5個/セット）		
		切り弓　（5個/セット）		
		仕上げ用皮　（10個/セット）		
		成形こて　だ円　（5個/セット）		
		成形こて　四角　（3個/セット）		
		成形こて　三角　（3個/セット）		
		柄ごて　小　（2個/セット）		
		柄ごて　中　（2個/セット）		

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

ドミニカ共和国　国立造形美術学校シニアボランティア向け機材

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
2	陶芸用具セット	柄ごて　大　（2個/セット）		
	（ロクロ付）１０人用	成形用かんな　5本組　（5個/セット）		
	つづき	平鋼かんな　No.13　（5個/セット）		
		平鋼かんな　No.14　（5個/セット）		
		細工かんな　No.1　（5個/セット）		
		細工かんな　No.3　（5個/セット）		
		馬かきべら　小　（3個/セット）		
		彫塑べら　4本組　（2個/セット）		
		とんぼ　（3個/セット）		
		ヤスリ金工細目　（2個/セット）		
		樹脂ケース　（1個/セット）		
		参考銘柄①　陶芸用具セット（ろくろ付）10人用　商品コード：706002	西池袋ビルディング	1
		参考銘柄②　SN-陶芸用具セット(ろくろ付）10人用　商品コード：254-255	新日本造形	1
3	スペアヒーター	（仕様）用途：アイテム１「マイコン付　電気陶芸窯」用のスペアヒーター		
		構成：アイテム１「マイコン付　電気陶芸窯」の炉内全ヒーターを網羅する一式		
		参考銘柄①　RT-25FEX(RF)用スペアヒーター	柳北信陶園	1
		参考銘柄②　SN-30FEK用スペアヒーター	新日本造形	1

（機材仕様書付属書２）

梱包条件書

1　マーキング

梱包ケースの両サイドには、下記のマークをつけること。

(1)ケース・マーク（黒字)

(宛先) ENAV (Escuela Nacional de Artes Visuales)

(仕向地) Santo Domingo, REPUBLICA DOMINICANA

C/Ｎｏ.

(2)サイド・マーク(赤字)

COOPERACION TECNICA POR EL GOBIERNO DEL JAPON

(3)CAUTION/CARE　MARK(TOP MARK 等)

2　梱包条件(海送)

海送を予定されている資機材の梱包は、原則として次の条件を満たすものであること。

(1)輸送条件に適応する堅牢な包装であること。

①原則として、合板密閉梱包とする。ただし、機材によってはすかし梱包またはスチール梱包でも良い。

②木材梱包とする場合は、次の条件によること。

・重量が500kg未満の場・合は、 JIS　Z　1402以上の規格の木箱密閉梱包。

・重量が500kg以上の場合は、 JIS　Z　1403以上の規格の枠組箱密閉梱包。

③梱包ケースの側板の上下、及びふた板の両サイドに、必ず胴桟を打ちつけること。また、必要に応じ中間にも胴桟をつけること。

④梱包ケースは、帯鋼、すみ金、かど金により補強すること。

(2)取扱上便利な重量、容積、形状であること。

①現地での人力による荷卸作業を考慮し、一梱包の重量は単品を除き500kgを超えないようにすること。

②梱包ケース数が複数となる場合、コンテナによる輸送の可能性があるため、20フィートまたは40フィートコンテナの内法寸法に配慮し、コンテナに納めたときに無駄の少ない大きさで各梱包ケースをまとめること。

③梱包ケースには必ず滑材、すり材をつけ、フォークリフトによる積卸しが

可能な形状とすること。

(3)各個の重量、容積を平均化し、内容物が動揺しないようにすること。
①梱包ケース内には、緩衝材を入れて、中の資機材が動揺しないようにすること。また、梱包ケースには必要に応じて重心位置を示すこと。
②付属品を含む機材は、本体と付属品を原則同じ梱包ケースに含めることとし、開梱時に機材を容易に判別できるよう配慮すること。

(4)荷造材料の品質、強度、乾燥などに注意すること。
①梱包に使用する合板は、JAS農林省告示383号(昭和39年4月11日)の3等品以上の規格の普通合板とすること。

(5)仕向地及び経路の気候、風土に適すること。
①木材梱包の場合、仕向地により燻蒸などの必要な処理を行うこと。
②梱包は、中の資機材が雨水で濡れないよう防水処理を行うこと。精密機械のような特別配慮を要する機材については、真空バリア梱包など機材の安全な輸送に配慮した梱包とすること。

(6)その他必要事項に配慮していること。
①梱包ケース毎にパッキングリストを作成し、パッキングリストの記載と内容品は一致させること。
②梱包ケース内の各々の包装箱・袋には、契約書中の内訳書の該当するITEM番号を付すこと。
③輸送中での盗難防止のため、梱包ケースには製造メーカー名や、メーカーのマークをつけないこと。

3　梱包条件(空送)

空送を予定されている資機材の梱包は、次の条件によるものとし、その他必要事項については、原則として海送の梱包条件に準拠するものであること。

(1)精密機械のような特別配慮を要する資機材を除き、梱包はJIS　Z　1506及びJIS　Z　1516以上の規格を満たす複両面段ボールまたは複々両面段ボールにより、かつ　JIS　Z1507の規格を満たす形状の箱とすること。
(2)精密機械のような特別配慮を要する資機材については、輸送業者の専門的見地を踏まえて空送に耐えうる梱包を行うこと。

4.その他

“FRAGIL”（壊れ物の意）の表示を全面に貼付すること。

以上

（機材仕様書付属書３）

輸送条件書

１　業務内容

（１）仕向地までの輸送手配

（２）仕向地における輸入通関時に必要な書類（原産地証明等）の確認と取得手配

（３）輸出許可手続き（必要に応じ）

（４）通関・船積み書類（B/L、インボイス、パッキングリスト等）の作成

（５）輸出通関手続き（輸出申告者（Shipper）の名義は「受注者 on behalf of JICA」とすること）

（６）危険品がある場合の諸手続き

（７）貨物海上保険付保（保険会社は発注者が指定する）

（８）経由国を通過するための諸手続き

（９）仕向地到着までの進捗管理と到着確認及び発注者への報告（仕向地への到着が遅延している場合は、その原因と対応状況などを遅滞なく報告するとともに、進捗促進のために必要な対策を講じること）

（１０）上記に付随する業務

２　輸送条件

（１）船積地　　日本国内港（受注者の手配による）

（２）陸揚げ港　　ドミニカ国　HAINA 港

（３）仕向地　　（荷受人所在地）
JICA DOMINICAN REPUBLIC OFFICE
(AGENCIA DE COOPERACION INTERNATIONAL DEL JAPON)
Av.Sarasota No.20, Edificio Torre Empresarial AIRD Piso 7, La Julia, Santo Domingo, REPUBLICA DOMINICANA

（４）輸送方法　　海送

（５）仕向地引渡し条件
陸揚げ港荷卸し（デバンニング）までの輸送手配：陸揚げ港バースターム（陸揚げ港ターミナルハンドリングチャージ含む）

（６）海上輸送にあたっての船舶の条件
受注者は、仕向地に至るまで、安全かつ迅速な輸送を手配しなければならない。海上輸送にあたっては、受注者は次の条件を満たす船舶を手配

しなければならない。特段の事情により手配予定の船舶がこれらの条件を満たさず、海上保険料等の追加分が発生する場合については受注者の負担となる。

（ア）船齢は 15 年以下
（イ）船級を有していること
（ウ）排水量 1000 トン以上

（７）積替え条件

途中経由地での積替えは原則的に禁止する。ただし、陸揚げ港への船便事情等やむを得ない理由で積替えする場合は、認めることとするが、海上保険料等の追加分が発生する場合については、受注者の負担となる。

（８）相手国における輸入通関手続き

仕向地における輸入通関手続きは、荷受人の責任と費用負担で行う。受注者は荷受人の輸入通関手続きを側面支援し、免税手続きが速やかに行なえるよう必要書類を遅滞なく提出すること。

３　貨物海上保険

（１）機材のプロジェクトサイトでの検収までの船積み、海上輸送、内国陸上輸送、保管中および据付中の事故に備え、受注者は発注者が指定する貨物輸送保険に加入する。保険人は受注者とする。

（２）損害発生の場合、受注者は自らの責任で保険求償を行い、代替品納入あるいは修理を行う。

４　輸送書類

（１）　受注者は、以下の書類を発行され次第、機構及び荷受人に速やかに提出すること。

海送の場合、発送後 2 日以内に写しを機構に提出し、オリジナルは現地での通関手続きに間に合うよう速やかに荷受人に送付すること。

提出書類名	機構提出用	荷受人用
① 船荷証券 (B/L／Airway Bill) *	副 1 通	正 3 通
② 商業送付状 (Invoice) **	副 1 通	正 1 通
③ 梱包明細書 (Packing List)	副 1 通	正 1 通
④ 梱包材熱処理証明書等 ***（必要時）	（副 1 通）	（正 1 通）
⑤ 原産地証明書（必要時）	（副 1 通）	（正 1 通）
⑥ 領事査証（必要時）	（副 1 通）	（正 1 通）
⑦ 検量証明書	副 1 通	正 1 通

⑧ 非木材証明書	不要	不要
⑨ 輸送日程報告カード（確定）	副 1 通	正 1 通

*船積地から仕向地までの一貫した輸送責任を有する、荷受人宛の運賃払込済み無故障船荷証券とする。Shipper は「受注者 on behalf of JICA」とする。
**書式は受注者のものを使用する。荷受人宛として受注者署名入りとする。
***経由地で必要な場合は取り付けること。

（２）B/L／Airway Bill、Invoice、Packing List には、以下の文言を記入する。
“The above mentioned equipment was donated under Technical Cooperation by the Government of Japan. (Presidential decree number 490 for the year 1983)”

（３）受注者は、船積予定日の 7 営業日前までに、輸送日程報告カード（予定）、B/L／Airway Bill、Invoice、Packing List を、発注者へ提出すること。

（４）仕向地到着を確認後、輸送日程報告カード（到着確認）を、発注者へ提出すること。

（５）本件では、輸送書類の（　英　）語への翻訳が必要である。

（６）その他
温度管理品について、輸送中の温度管理に留意すること。

以上